

平成27年第2回定例会

請願文書表

- | | |
|------------|---|
| 平成27年請願第4号 | 龍ヶ崎市内中学校のエレベーター設置計画策定に関する請願 |
| 平成27年請願第5号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願 |
| 平成27年請願第6号 | 龍ヶ崎市住民の合意を得ないまま龍ヶ崎市と東日本旅客鉄道株式会社の間で進められているJR佐貫駅名改称の協議を中止することを求める請願 |
| 平成27年請願第7号 | 「安全保障関連法案」の廃止へ意見書提出を求める請願 |

請 願 文 書 表

請 願 名	龍ヶ崎市市内中学校のエレベーター設置計画策定に関する請願
受 理 番 号	平成27年請願第4号
受 理 年 月 日	平成27年6月1日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	龍ヶ崎市川崎町54-2 山 村 尚 外1569名
紹 介 議 員	石 引 礼 穂
付 託 委 員 会	文教福祉委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>現在、市立馴染小学校の第4学年に、肢体不自由により車椅子を使用している児童が普通学級に在籍しています。</p> <p>当小学校におきましてはバリアフリー化、エレベーターの設置、車椅子用トイレの設置などにより、当該児童の就学では事故もなく安心した学校生活を送ることができています。</p> <p>一方、市内中学校区においては、バリアフリー化は城西中等の数校で行われているもののエレベーター設置校が全くない現状です。</p> <p>本市におけるエレベーター設置の小・中学校は、馴染小学校の1校のみだけだということです。</p> <p>お隣の取手市では中学校だけでも、6校中3校がエレベーターを必要とするお子さんの入学に合わせて外付けエレベーターと車椅子用トイレが設置されています。</p> <p>昨年の市内中学校区では垂直移動に際し介助を必要とする生徒が2名いました。</p> <p>エレベーター設置校がない状況下での代替手段として階段昇降機が準備されていましたが、しかしながら、階段昇降機は講習を受けた特定の介助者（先生等）が2名以上いなければ使用できないという制約があるため、活用が困難であることが実情でありました。</p> <p>障がいのある児童生徒等が支障なく学校生活を送ることができるようにすることはもちろん、学校施設は地域住民にとって、最も身近な公共施設であり、地域社会における学校活動や交流活動を行う場、災害時の避難施設の場として利用される施設であることから、高齢者や学校関係者を含めた障がい者が円滑に利用できるよう施設の整備を進める必要があります。</p> <p>龍ヶ崎市では平成11年3月に「龍ヶ崎市障がい者プラン～心からふれあう街づくりのために～」が策定され、「ノーマライゼーション」、「ソーシャルインクルージョン」の理念に基づいた「障がい者プラン」「障がい福祉計画」が実行され、現在も続いています。この計画へエレベーター設置計画を適用する必要性があります。</p> <p>障がいのある子どもたちは、介助を必要とする場面、行動に伴い「お願いします」「ありがとうございました」を日々繰り返しています。</p> <p>それは当然大事なことではあるが、それを一日何十回も繰り返すことは「自分でできる」という自信を少しずつ削られているように思えて仕方がありません。</p> <p>子どもたちは自分でできることをふやして自信をつけ成長していきます。</p> <p>エレベーターの設置によって障がいをもつ子どもたちも、より積極的な学校生活の中で「将来自分に何ができるか」を考えられるポジティブな子どもに育ててほしいと願っているのが今の世の中の考えではないでしょうか。</p> <p>そして、それは、元気な障がい者への成長の基盤になると思われます。これまで、余儀なく市外へ就学した子どもたち、これからやむなく市外へ就学せざるをえない子どもたちに手を差し伸べられる街づくりが龍ヶ崎市の基本理念ではないでしょうか。</p> <p>以上の主旨を理解し、財源を十分に検討の上、バリアフリー化が施されている中学校、</p>	

エレベーターを必要としている児童が進学予定となっている中学校をエレベーター設置の試行校とし、その効果を見極め、試行校以外で設置の必要性がある中学校についても順次設置の検討をしていくことをお願いします。

【請願事項】

1. 高齢者、学校関係者を含めた障がい者等、ハンディキャップをもった方が学校施設を円滑に利用できるよう中学校へのエレベーターを試行校から順次設置、検討をしていくこと。

請 願 文 書 表

請 願 名	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願
受 理 番 号	平成27年請願第5号
受 理 年 月 日	平成27年6月1日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	牛久市中央2-27-2 自治労茨城県南会館内 日本労働組合総連合会茨城県連合会県南地域協議会 議 長 木 村 太 一
紹 介 議 員	石 引 礼 穂
付 託 委 員 会	文教福祉委員会

【請願趣旨】

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方向的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることとなります。

こうした現状に鑑み、貴議会において下記の内容を柱とする意見書を採択の上、国会および関係行政庁に提出くださいますよう、要請します。

【請願事項】

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

請 願 文 書 表

請 願 名	龍ヶ崎市住民の合意を得ないまま龍ヶ崎市と東日本旅客鉄道株式会社の間で進められているJR佐貫駅名改称の協議を中止することを求める請願
受 理 番 号	平成27年請願第6号
受 理 年 月 日	平成27年6月3日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	龍ヶ崎市佐貫町3643 野 口 浩 外2022名外2020名 (H27.6.19一部取り下げ)
紹 介 議 員	糸 賀 淳
付 託 委 員 会	総務委員会

【請願趣旨】

JR常磐線佐貫駅の改称問題は、これまでも何度か浮上しては市民の反対にあって立ち消えになってきた問題です。鉄道開通以来慣れ親しんだ駅名への思い、改称費用が莫大であること等、理由はさまざまでありました。

駅名の改称については、市長の所信表明（平成26年1月）で方針が示された後、平成26年12月と平成27年5月に市の政策情報誌において駅名改称を出発点としたまちづくり構想が市民に提案され、平成27年5月24日と同年6月6日に市民との意見交換会を開催する旨の案内がされています。ところが、新聞報道等により、平成27年5月19日に既にJRと覚書が交わされ、正式契約直前まで進んでいることが明らかになり、多くの市民が驚いているところです。これでは、住民との合意形成を無視した強引な手法と言わざるを得ず、市民との意見交換会は何のためになされるのか不明です。駅名改称を既定路線としたアリバイ作りと言わざるを得ません。

佐貫駅は鉄道開通以来の名称であって、地域住民には大変愛着のある名称で、それが変更されるのは許せない、という意見も多く寄せられています。改称問題は過去の経緯からも、市民特に馴染地区の住民に丁寧な説明をして合意形成をしつつ進めるべき問題だったはずで、それをせずに突然既成事実を作ってしまうような手法は到底認めることができません。

また、駅名改称がまちづくりのスタートとのことですが、当市は「市街地が駅から離れている」という他の市とは違う条件にあること、そもそも佐貫駅周辺の整備が不十分であること等から、アナウンス効果は一時的で、駅名改称が人口増等に結び付くとは到底考えられません。あくまでも佐貫駅周辺の整備が先にあるべきです。効果があるのかどうかかわからない駅名改称だけのために多額の血税をかけるとは信じがたいことです。まちづくりは駅名を改称しなくても可能であるはずで、限られた財源は効果的に使うべきです。

こうした状況の中で、敢えて賛否両論ある市民の立場を分断して強引にJRとの契約に持っていくなれば、市長への市民の不信感が増し、住民の中に抜きがたいしこりを残し、今後のまちづくりの障害となって行く恐れがあります。

龍ヶ崎市住民の合意を得ないまま龍ヶ崎市と東日本旅客鉄道株式会社の間で進められているJR佐貫駅名改称の協議を中止してください。

【請願事項】

1. 龍ヶ崎市住民の合意を得ないまま龍ヶ崎市と東日本旅客鉄道株式会社の間で進められているJR佐貫駅名改称の協議を中止すること。

請 願 文 書 表

請 願 名	「安全保障関連法案」の廃止へ意見書提出を求める請願
受 理 番 号	平成27年請願第7号
受 理 年 月 日	平成27年6月5日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	龍ヶ崎市4195-3 「戦争法案」に反対する龍ヶ崎市民の会 代表 藤 沢 宏 至 外697名
紹 介 議 員	伊 藤 悦 子
付 託 委 員 会	総務委員会

【請願趣旨】

安倍政権は現在開会中の国会に、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」（海外派兵恒久法）と自衛隊法の改正を始め、過去の10本の法律を一括改正する「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱」（一括法）、合計11本の「安全保障関連法案」を提出しました。

今回提出の法案は、3つの大きな問題があります。

その第一はこれまでも米軍がアフガニスタン戦争やイラク戦争などを起こした際にも日本は自衛隊を派遣しましたが、これまでは「非戦闘地域」にしか行けないという「歯止め」がありました。しかし今回はこの「歯止め」をはずし、自衛隊が「戦闘地域」まで行って物資の補給や輸送が出来るようになります。「後方支援」は日本独自の造語で、国際的には「兵たん」と呼ばれ、軍事攻撃の目標になります。

第二にはPKO（国連平和維持活動）法改定で、形式的には「停戦合意」がなされていても、戦乱が続く地域に自衛隊を派遣して、武器を使った治安維持活動を可能にしようとしています。

第三には日本がどの国からも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を行使して自衛隊が世界中で、米軍の戦争に参加する危険があります。これまでの政府は集団的自衛権の行使は「憲法上、許されない」としていました。ところが、昨年7月の「閣議決定」で武力行使の「新三要件」を定め、他国に対する武力攻撃でも「日本の存立が脅かされた」と政府が判断すれば集団的自衛権を発動できるようにしました。

この法案に対し日本経済新聞社とテレビ東京の世論調査（5月22日～24日）で反対が55%に増加、賛成が25%に減少と報じています。毎日新聞の調査（5月23日・24日）では反対54%、賛成32%といずれも反対多数と報じています。

審議の始まった国会で集団的自衛権の発動で、例外として中東・ペルシャ湾での機雷除去、他国のミサイル発射を防ぐための敵地攻撃も可能と発言しているように、海外での活動範囲が広がることは必至です。アフガニスタンでの国際治安部隊に2004年から2014年まで毎年4000人から5000人を参加させたドイツでは、戦死者55名、PTSDの患者は分かるだけで、431人に達しています。日本でもアフガン・イラク戦争に派遣された自衛官のうち、帰国後、恐怖と緊張から精神に不調をきたすなどして、みずから命を絶った人が54人（5月27日国会答弁）にのぼります。

この法案が通れば、軍事予算の拡大にますます拍車がかかります。一旦海外への派兵が実施されれば、財源も必要です。財源確保のため地方への交付金や福祉予算がますます減少され、地方自治体への影響も必至です。

地方自治体にとっても、市民の命、暮らしに大きな影響のある「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書を提出して下さい。

地方自治法 124 条の規定によりお願いいたします。

【請願事項】

1. 違憲立法「安全保障関連 11 法案」の廃案を求める意見書を提出してください。